

一般社団法人福祉事業振興会 会員規約

(総 則)

第1条 本規約では、一般社団法人福祉事業振興会（以下、本会という）の会員規約を定めます。

(本部所在地、目的等)

第2条 本会の本部住所、目的等、詳細は定款に定めます。

(会員になる条件)

第3条 本会の会員になろうとする方は、本会の定款に定められた目的に賛同し、所定の入会申し込書を提出した後、研修の合格と社員総会の承認が必要です。

(会員資格の喪失)

第4条 会員は次の各号に該当するときは、会員資格を失います。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人、被補助人となったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 6ヶ月以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第5条 会員は、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができます。ただし、退会月までの会費は未納分を含めて全納していただき、その会費の返納はありません。

(休 会)

第6条 会員は、休会届を理事会に提出し、任意に休会することができます。休会期間の会費は免除されます。ただし、休会の期間は6ヵ月までとし、休会期間を越して本会への復帰をしない場合は退会となります。

(除 名)

第7条 会員が次の各号に該当する時は、理事会の決議により除名することができます。ただし、その会員には弁明の機会があります。

- (1) 会員としての義務に違反した行為があったとき
- (2) 除名すべき正当な理由があるとき

(3) 会員が除名された場合は、本会との提携関係先に除名したことを通知致します。

(会員の特典)

第8条 会員は、次の特典を受けることができます。

(1) 本会が運営するコールセンター（以下、コールセンター）による配車を優先的に受けることができます。

(2) 配車は売上の不公平が生じないように各会員に均等に行います。均等のための具体的な方法は別途定めます。

(3) 本会が加盟する日本福祉医療輸送機構（以下 JWMT0）が行う、車両購入補助金等の交付及び、各種イベント行事、研修会、講習会への参加が可能となります。

(4) JWMT0 共済センターが運営する労働者災害補償保険に加入する事ができます。

(5) 本会と JWMT0 が作成した資料、報告書類及び、刊行物等の配布がされます。

(6) 事業開始届けの日から2年以上、会員となって1年以上経た方は、本会の議決権を持ち、総会に参加できます。また、本会の理事に選出される場合があります。

(7) 会員になってから1年を経た後、ご希望により1年毎に会員から賛助会員へと条件変更する事が出来ます。

(会費等の義務)

第9条 会員は当会の運営をスムーズに行うため、次の義務を守ってください。

(1) 入会金 10,000 円の納入（既納の入会金は返還致しません）。

(2) 会費 月額 5,000 円の納入（既納の会費は返還致しません）。

(3) 月額会費は毎年4月末日までに、前期分（4月～9月分）30,000 円を納め、10月末日までに後期分（10月～3月分）30,000 円を納めていただきます。

(4) コールセンターから依頼された仕事を行った場合は売上金額の10%を本会に納めていただきます。納付の方法は本会の指示にしたがってください。また、売上金額の定義については別途定めます。

(5) 会費の他に通信機等の運用義務が発生した場合は、別途実費を納めていただきます。

(6) JWMT0 の会費が変更となった場合は、会費を変更させていただく場合があります。

(運用義務)

第10条

(1) 車両の屋号表示、車両の3ヶ月毎点検、個人情報の保護等、各種法令等を遵守してください。

(2) 介助時や車内での医療事故に備えて、必ず損害賠償保険に加入してください。

(3) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為はやめてください。

(4) 会員同士のトラブルの誘発、誹謗中傷行為を行わないでください。

(5) 本会の召集する研修会、会議へは原則的に参加してください。

(6) コールセンターからの配車のみで運行してください。

(7) コールセンターからの配車を受ける時間は原則的に月曜日から土曜日の8:30から15:00までとします。ただし、コールセンターとの相談により、時間の変更や休止する事を可能とします。

(8) 会員が営業活動を行う時は、協力してコールセンターの営業を行ってください。

(コミュニケーションのルール)

第11条

(1) 本会の指定する通信、連絡手段（スマートフォンアプリ等）の使用をしてください。

(2) 本会からの連絡はなるべく迅速に確認し、返信の必要がある場合は必ず返信をお願いします。

(3) 会員同士の積極的で丁寧なコミュニケーションを心がけてください。

(4) 会議においては、周りに遠慮をせずに積極的に発言してください。

(5) 問題点、懸案事項ができた場合には、プライバシーに差支えの無い限り、会議等オープンな場で相談し、全員で意見を出し合って解決しましょう。

(代行時のルール)

第12条

(1) 代行依頼で運行する場合、お客様を奪わないでください。

(2) 代行の業務が終了した際には、コールセンターと代行依頼者に業務終了と徴収した料金、何か問題が生じた時には詳細の報告をしてください。後にトラブルが大きくなる事を避けるため、速やかな連絡・報告・相談をお願いします。

(3) 運行で交通事故・介助事故等のトラブルが生じた際は、法令に則った適切な対応を行い、本会及び代行依頼者に速やかに連絡し、その後の行動等の相談を行ってください。

(その他)

第13条

- (1) 本会の行うアンケート等への協力をお願いします。
- (2) 会員から理事に選出された場合は、本会の理事職務を優先で行っていただき、業務の内容については理事会で相談の上、決定する事とします。
- (3) 当会内の情報（お客様や病院の情報含む）は原則的に社外秘です。会員・賛助会員以外の事業者に情報漏洩をしないでください。

(総 会)

第14条 本会の総会については定款に定めます。

(委 任)

第15条 この規約に定めない事項は社員総会の議決を経て代表理事が別に定めます。

(規約の変更)

第16条 本規約の変更方法については、定款で定めます。

(期 間)

第17条 本規約は2024年10月1日から次回の改変まで有効とします。